

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会

令和6年度 社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会事業計画（案）

本年度の方針

国は、「地域共生社会」の実現を目指した制度施策を展開しており、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度や介護保険制度の見直し、重層的支援体制整備事業の実施、孤独・孤立対策重点計画の改定等、社協を取り巻く制度動向が大きく変化するとともに、多様化・複合化する生活課題に対応するためには、社協の総合力を活かした支援が求められています。

令和6年度より「重層的支援体制整備事業への移行準備」として多機関協働による包括的支援体制の構築や、地域福祉力強化の推進を図り、令和7年度から「重層的支援体制整備事業」の1つとしての「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援（人や場所とのつながり支援）事業」「共助の基盤づくり事業」を受託し、地域共生社会の実現に向け、誰一人取り残さない体制を構築していきたいと考えている。

又、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、防災、減災、被災時の支援、さらには、被災後の復興に備えるため、災害ボランティアセンターに関する平時からの取組みを強化するとともに、災害時に重要事業を継続するための「事業継続計画（BCP）」策定・運用するよう総合的な災害福祉支援に努める。

一方、事業課で実施する施設経営ゆくはし第2ふれあいの家「就労継続支援B型事業」、「デイサービス事業」については、安定した経営を行うとともに、地域の課題解決の担い手として支援することとする。

このため『第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を行橋市とともに作りあげ、『みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり』を基本理念に、「地域のつながりの再構築」と「あらゆる生活課題への対応」の実現に向けて、課題の早期発見、解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」を強化することにより、地域福祉の向上につなげていくこととする。

重点的に取り組む事業

1. 地域福祉事業の推進

- ① 「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の展開を進める。
これを実現するため、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の活動支援を深める。又、『行橋市社会福祉法人連絡会』の市内17法人により、地域のニーズや課題の掘り起こしを継続し、適宜、公益的な実践活動を行うものとする。
- ② 地域福祉活動を基盤とした地域防災力の向上に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置と運営方法の習熟を図る。
- ③ 成年後見制度の構築と権利擁護支援の充実に向け、専門機関との連携協働に取り組むと共に、ワンストップにて対応できる体制整備に努める。
- ④ 生活困窮者の自立支援における「生活福祉資金貸付事業」の推進及び、新型コロナウイルスの影響による日常生活を維持するための支援。
- ⑤ 「重層的支援体制整備事業への移行準備」として多機関協働による包括支援体制の構築を図る。

2. 職員ワークショップの実施

- ① 社会情勢の動向・地域福祉環境の変化と法制度の意味するところの認識を深めるとともに、当法人が地域で果たす役割について協議する。
- ② 法人内の連携強化に向け協議する。

3. 事業課題検討会議の実施

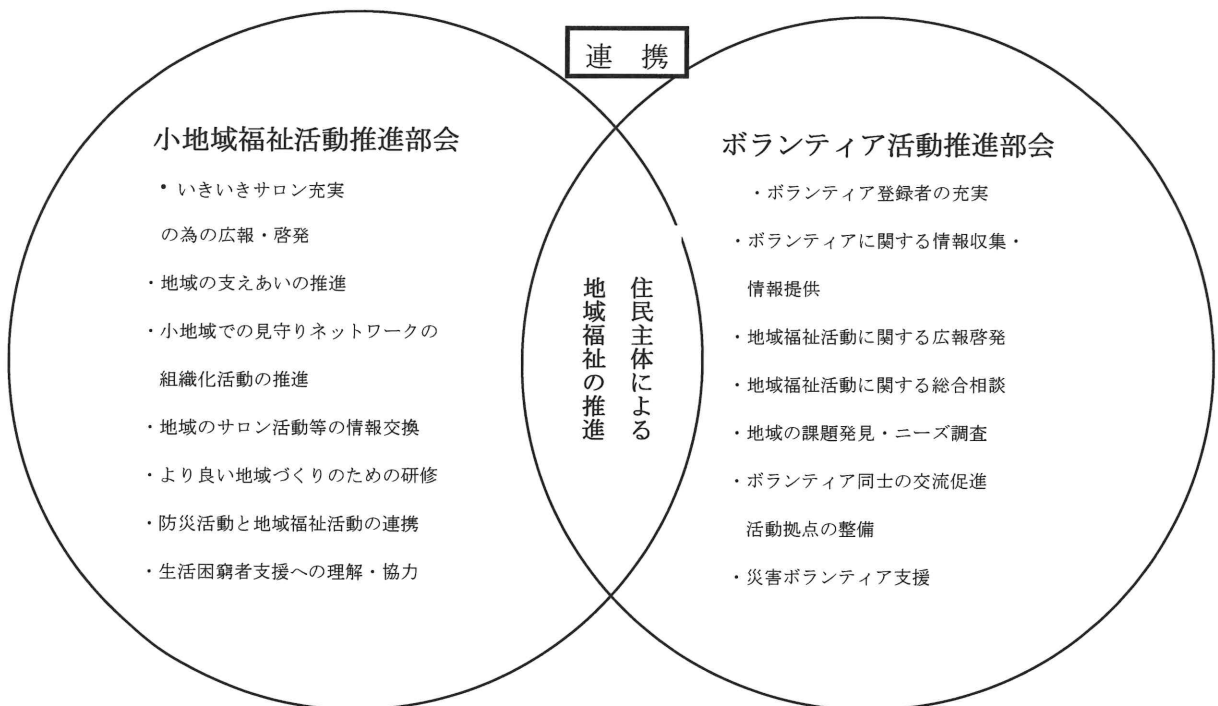
- ① 各事業の目標管理に基づく収益増加
- ② 業務改善と統廃合の推進

4. 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

行橋市と地域福祉施策を推進するため、令和5年度より当会が実施する地域福祉活動計画を一体的に盛り込んだ、『第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画』が策定された。体系については、『支えあいの地域づくり』『相談支援のしくみづくり』『さまざまな機関が連携して支援するしくみづくり』の3本の基本目標が掲げられ、当社協においては、機構改革を行い職員体制の整備に努め、他の関係機関と連携しながら、今後も、計画に沿って確実に実行していくものとする。

5.個別事業について

- (1) 第4期行橋市地域福祉計画（地域福祉活動計画）の推進（R5～R10）
- (2) 各小学校区、小地域への地域防災力向上に向けた啓発と取組みの強化。
- (3) 『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』を中心とした生活支援体制整備事業における小地域福祉活動『ふれあいいきいきサロン活動』及び『ボランティア活動』の強化。
 - ① 『ふれあいいきいきサロン活動』に於いては、新型コロナウイルスの影響により、休会を余儀なくされるサロンが急増した中、サロン活動の実態の把握とサロン活動再開実施に向けた支援を強化し、「地域のつながりの再構築」を推進する。
 - ② 『ボランティア活動』支援を強化するため、ボランティアセンター機能を活用し、『潜在者層の掘り起こし』『関心者層への働きかけ』『活動者層の支援』を充実する。このため、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティアサポーターを配置し、ボランティア活動の情報提供・情報発信、ボランティア活動者・活動希望者間の交流促進、ボランティア活動の広報啓発を重点的に行い、キーパーソンの養成を図る。
 - ③ 『ふれあいいきいきサロン活動』や『ボランティア活動』の各種連携・支援機関として、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の充実を図る。



- ④ 『社会福祉法人連絡会』の実践活動を推進するとともに、他市町村への視察研修にて活動を学び、生活支援体制整備事業との連携を模索する。
- ⑤ 生活支援体制整備事業の一環としてドライブサロン事業（買い物弱者救済支援）を市内数ヶ所で選定し、各社会福祉法人等の連携・協働により地域公益活動として取り組む。

（４）生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業では、生活困窮者の自立支援を推進するために無利子、低金利で福祉資金の貸付を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者自立支援事業所ゆくはし生活相談センターと連携して世帯単位での支援を実施している。

（５）フードパントリー事業

特例貸付償還開始にあたり、フードパントリー事業（緊急用食料給付事業）では、あらゆる生活課題を抱える世帯や経済的に困窮している世帯に対し、関係機関と連携し、自立した生活を送れるよう相談支援および無償での食料等の提供を行う。

（６）福祉人材育成支援

京築地区福祉人材バンクにおいて、福祉関係者の就労斡旋を促進するボランティアセンターを活用し、福祉人材に関する情報提供を行い、福祉職場の理解を求め、求人・求職者の増員に努める。

（７）赤い羽根共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金事業は不特定の市民からの浄財であり、この趣旨から多くの福祉、ボランティア団体への助成と福祉支援を必要とする方へ配分されなければならないことを念頭に助成先と配分先を逐次吟味し実施する。又、募金額減少のため、法人、企業等を中心に新たな開拓先を調査研究し開拓を図るとともに、赤い羽根共同募金自動販売機の設置促進に努める。

① 老人福祉活動

独居高齢者コールサービス・小地域福祉活動・いきいきサロン活動・ドライブサロン事業

② 障がい児・者福祉活動

パソコン教室

② 住民全般福祉活動

災害見舞金・母子及び女性DV緊急支援・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会支援・生活困窮者自立支援(フードパントリー・緊急用食料給付事業)・ゆくはしふくしまつりの開催・福祉協力校支援・福祉体験教室支援・福祉教育教材活用・心配ごと相談支援・コミュニティカフェ・各種福祉団体、ボランティア団体助成等

(8) 配食サービス事業

配食サービス事業は、独居高齢者、高齢者夫婦世帯など食事の調理が困難な方々に配食することにより、生活の質の確保と身体的負担の軽減を図り、在宅で自立した生活が送れるよう安否確認も兼ねたサービス提供を行う。又、包括支援センターと連携強化し、社協独自事業（配食サービス）新規利用者増を図る。

(9) 民生委員児童委員協議会の連携及び活動支援

地域共生社会の実現にむけて、地域住民の複雑化・複合化した地域ニーズに対応するため、市内全体の包括的な支援体制を構築するものであり、令和6年度より行橋市民生委員児童委員協議会の事務局業務を担い、今まで以上に連携を図る。

又、民生委員児童委員より受け止めた個別ニーズに対し、課題を丁寧に把握した上でコーディネートを行い、交流が出来る場の整備や、社会参加に向けた支援、課題の深刻化を防ぐための早期の支援を行えるように関係機関と役割分担を行い、積極的に行う。

(10) 広報活動（広報委員会）

広報誌・ホームページ・SNS等を用いて、広く広報誌、社協と地域福祉への関心を高めてもらうことを目標とする。又、その一環として社協のマスコットキャラクターを一般公募し、社協の認知度や理解の増進を図る。

(11) 総合相談あんしん事業

① 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、権利擁護体制を整備していくために行橋京都成年後見センター、行政、高齢者相談支援センター、障がい者等基幹相談支援センター等とネットワークの強化を図るとともに市民生活支援員養成講座などを開催し、担い手の育成を行う。

③ 成年後見業務(法人後見事業)

法人後見事業は、職員の資質向上や多職種とのネットワーク構築のため各関係機関等との勉強会や情報交換会を実施し、本市の権利擁護機能を強化する。内部でも日自・後見連絡会を立ち上げ、資質の向上に努める。

又、日常生活自立支援事業から法人後見事業へスムーズに移行できるよう、行橋京都成年後見センターとの連携を強化し、法人後見事業を核とした利用者の包括的権利擁護体制の整備に努める。

③ 心配ごと相談事業

心配ごと相談は、市民が社会生活を営む上での困難や困りごとに対してより早い時期に相談を受け、助言を通じ問題解決を図る糸口を見出すことを目的として開催する。個別課題を包括的支援につなげ地域課題の解決にも努める。福祉に関する総合相談窓口として複雑化・複合化する課題に対しても対応すべく尽力する。

(12) 移動支援事業

移送用車両を用いて利用者の居宅と在宅福祉サービス等を提供する場所や医療機関との間を送迎することにより、一般交通機関の利用が困難な在宅の重度身体障がい者（児）の社会参加の促進や利便性の向上を目指す。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防を徹底した上で引き続き事業を展開する。

(13) 行橋市障がい者等基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業

事業内容	目的	具体的取り組み
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	・相談者の障がい種別や生活課題に対応する	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者、家族等の様々な相談を受け、ケアマネジメントの手法を用いて面接（来所、訪問）や電話等により、的確な状況把握等を行い、専門性を発揮し相談対応に努める。 ・センター内で情報共有や対応の振り返りを行い、職員自身の質の向上と相談対応の平準化を図るとともに、様々なニーズに対応できる力を身につけるようにする。
	・情報提供等を通して、関係機関との連携・情報共有を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的、継続的な関与または緊急の対応が必要な場合は介護、医療、教育等 関係機関とケース会議を開催するなど、迅速に連携・対応できる体制づくりをする。 ・基幹相談支援センター周知のため、校区民生委員定例会、訪問看護ステーション連絡会等の関係機関定例会に参加する。
(2)地域の相談支援体制の強化の取組	・スーパーバイズ及び研修会等を通じて人材育成・スキルアップを図る	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者等の研修を受講し、計画相談支援事業者からの困難なケースについて、助言等を行い必要に応じてケース会議への参加や関係機関へ同行するなどの後方支援に努める。
	・地域の相談機関との連携強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所に対して、各種研修会の周知、ネットワークふくおかとの連携（情報提供、研修会等）を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮事業、高齢者相談支援センター、医療、教育分野等関係機関と勉強会や情報共有、連携をしながら重層的な支援等の地域課題への対応を実施する。
(3)地域移行・地域定着の促進の取組	・地域移行・地域定着の実績につなげる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行・地域定着制度の理解や目的を周知し、普及啓発に取り組むとともにインフォーマルサービス等の情報収集に努める
		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院等への働きかけや連携をするとともに、地域の受け入れ体制整備に関するコーディネートを行う。
(4)権利擁護・虐待の防止	・障がいの理解に関する普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する相談に応じ、行橋・京都成年後見センター、法人後見事業との連携を図る。
	・障害者虐待防止法の理解を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域住民へ虐待防止のための啓発を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待予防、権利擁護研修の開催検討を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する会議等へ参加（虐待防止マニュアルを活用する）
(5)自立支援協議会 専門部会の運営	・専門部会の事務局および各部会の運営 ・市自立支援協議会事務局と連携する	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会事務局会議の開催（6回/年）
		<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援部会の開催（4回/年）
		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会の開催（4回/年）
		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援部会の開催（4回/年）

(6)障害者相談支援事業の実施	・担当地域(行橋校区、中京校区、長峽校区)の相談業務	・担当地域の障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な支援、専門機関の紹介等を実施する。
-----------------	----------------------------	--

(14) 中京高齢者相談支援センター(中京中学校区) 地域包括支援センター

事業内容	目的	具体的取り組み
(1)権利擁護支援体制(虐待対応)の充実・強化	・年々増加傾向にある家族による高齢者虐待に対し、早期の発見・支援体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・後見業務の担当を行う事や、課内で虐待研修、事例検討会を行う事で、センターの支援力の強化を図る。 ・センターによる戸別訪問に加え、民生委員会、区長会、老人会などと連携をとり、潜在化する家庭内虐待の早期の発見に努める。 ・チラシの作成など、高齢者虐待に関する啓発活動を行い、虐待に関する理解を広げ、支援機関の存在を周知する。 ・福岡県虐待対応チーム、ゆくはし生活相談センター、行橋・京都成年後見センターなどとの連携を深め、支援の強化を図る。
(2)認知症施策の取り組み	・認知症の早期発見・早期対応など、認知症高齢者やその家族を支える仕組みの強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ開設に向けた活動(場所の選定等)を行い、身近な地域で認知症相談ができる環境の整備を目指す。 ・住民向け認知症サポーター養成講座の開催のほか企業や小、中、高校生向け認知症サポーター養成講座開催に向けての働きかけ。 ・認知症啓発イベント(認知症地域支援推進員主催)の内容検討及び実施。(候補地:ゆめタウン行橋、リブリオ行橋) ・各種団体への行橋市高齢者等 SOS ネットワーク事業の周知のための広報活動の実施(サロンやネットワーク推進協など)。 ・必要時、認知症初期集中チームと連携する。
(3)生活支援体制整備の促進	・一人暮らしなど、何らかの支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブサロンの運行再開に向けて課内で連携する。 ・あんしん情報セットの配布や各サロン、民生委員定例会などに出席し、高齢者の実態把握に努める。 ・生活支援コーディネーター研修への出席。 ・第2層の実施主体として、協議体会議への出席を行う。 ・医療、介護情報サイト(ケアプロナビ)を住民、関係者へ情報提供する。 ・総合事業実施に於けるサービス提供主体充実のための側面的支援の実施
(4)介護予防の強化	・高齢者の心身の健康の維持・増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・交流ステーション(地域の運動スポット)への再開支援の実施。 ・高齢者の身体機能評価や生活環境改善のため、リハビリテーション関係職種の利用を図る。 ・介護支援専門員の研修会を開催するなどしてスキルアップを図り、高齢者の重度化予防に努める。 ・運動の専門家を講師に招き、運動習慣の獲得、健康の維持・増進のため、地域での介護予防教室を開催する。

<p>(5)在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>・医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者等に対し、適切なケアが提供されるためのしくみを強化する。</p>	<p>・複雑化・複合化する困難ケースに対応すべく、課内で事例検討会を開催し、多職種の相互理解の促進に努める。</p> <p>・医療介護連携支援センターや認知症医療センターとの連携強化を図り、課題解決に向けての協議の実施。</p> <p>・地域ケア会議の開催を行い、医療・介護の連携の推進を図る。</p> <p>・入退院時の情報提供書の相互の受け渡しの習慣化。</p>
<p>(6)高齢者相談支援センター業務全般に対する意見の収集及び評価</p>	<p>・地域住民や関係機関から意見を聞き、今後のセンターの活動に活かす</p>	<p>・地域包括支援センター運営推進会議を開催し、センター活動を紹介し、区長・民生委員などから意見を頂く。</p> <p>・地域包括支援センター運営協議会に出席し、保健・医療・福祉の識者より評価・アドバイスを受け、今後のセンター事業活動に活かす。</p> <p>・自己評価シートを活用し、支援内容を客観的に見つめなおし、質の高いサービスが提供できるよう努力する。</p>

(15)「就労継続支援B型事業」の見直しと改善

- ① 福祉サービスを必要とする人が、心身ともに健やかに育成され、あらゆる分野の活動への参加を促進し、地域で安心して幸せに過ごせるように自立に向けての支援を行う。
- ② 利用者の増員について各特別支援学校や相談支援事業所、地域の区長、民生委員等へ訪問し情報を密接にし、連携強化を図る。
- ③ 就労会計好転に向けての対策

現在、パン販売事業は赤字が続くため事業縮小し、納品先の見直し、及び原価を考慮して製造種類を見直す。

各事業の担当

【 総務課 】 地域総務係

- ・ 法人運営事業【理事会・評議員会・評議員選任解任委員会、定款・規定・規則整備、事業計画・予算・事業報告・決算、人事・職員研修・財務管理、広報活動、寄付・会費受付、表彰等】
- ・ センター管理運営事業〈市受託事業〉
- ・ 収益事業
- ・ 慰霊祭事業【行橋市遺族連合会支援】
(配食サービス事業)
- ・ 行橋市食の自立支援事業〈市受託事業〉
- ・ 高齢者配食サービス事業〈社協独自事業〉
- ・ 行橋市ひとり親世帯への食の自立支援事業〈市受託事業〉
- ・ 福祉研修バスの運行
(赤い羽根共同募金会 行橋市支会 事務局)〈共同募金配分金事業〉
- ・ 障がい児・者福祉活動【障がい者パソコン教室】
- ・ 住民全般福祉活動【災害見舞金・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会支援・ゆくはしふくしまつりの開催】

【 総務課 】 地域総務係 障がい者等基幹相談支援センター

- ・ 行橋市障がい者等基幹相談支援センター〈市受託・障がい者支援係〉
- ・ 行橋市障がい者相談支援事業〈市受託・障がい者支援係〉
- ・ 移動支援事業「移送サービスらんらん」〈市受託・障がい者支援係〉

【 総務課 】 地域相談係

- ・ 生活支援体制整備事業における地域福祉活動の推進
 - ① 小地域福祉活動(いきいきサロン活動、見守り活動)の推進
 - ② ボランティアセンターの運営【生活支援ボランティア養成講座・点訳ボランティア講座の開催・ボランティアコーディネート】
- ・ 赤い羽根共同募金運動〈共同募金配分金事業〉
老人福祉活動【独居老人コールサービス・小地域福祉活動・いきいきサロン活動】
住民全般福祉活動【生活困窮者自立支援】(フードパントリー・緊急用食料給付事業)・母子及び女性DV緊急支援・ゆくはしふくしまつりの開催・各種助成金・福祉協力校・行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会育成支援・福祉体験教室支援
- ・ 京築地区福祉人材バンク事業〈県社協受託・人材情報課〉
- ・ 生活福祉資金貸付事業〈県社協受託・生活福祉資金課〉
- ・ 総合相談あんしん事業【日常生活自立支援事業・成年後見に関する事業・心配ごと相談事業】

【 総務課 】 地域相談係 地域包括支援センター

- ・ 中京高齢者相談支援センターの運営〈市受託事業〉

【 事業課 】 介護事業係

積極的にボランティアの受け入れや、買い物支援、野外レクリエーションを実施していく。

又、3ヶ月に1回デイサービス連絡会には積極的に参加することとし、行橋市や近隣のデイサービスとの情報確認を行いながら、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所等の各関係機関や近隣の社協でデイサービスを運営している事業所との情報交換を密に行う。

- ・ デイサービス事業
 - ④通所介護事業（介護保険事業）
 - ⑤介護予防・日常生活支援総合事業
 - ⑥第1号通所事業 活動支援型デイサービス事業

【 事業課 】 施設運営(ゆくはし第2ふれあいの家)

- ・ 就労継続支援B型事業

一般企業への就職が困難な障がい者に、就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。

又、様々な経験を活かし一般企業への就労可能な希望者に対し、企業との連携を図り紹介していく。

- ・ 地域生活支援事業（日中一時支援事業）
- ・ 障害者指定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業）